ITC、利害関係者の情報開示に関する規則改正案を公表

2026年5月6日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

国際貿易委員会（ITC）は、4月30日付の官報[1]で、関税法第337条に基づく調査手続について、当事者・参加人の利害関係者に関する情報開示を義務化する規則改正案を公表し、改正案に対する意見募集を開始した。

本規則改正案について、ITCは、多くの連邦裁判所で真の利害関係者や訴訟ファンドに関する情報開示が要求されていることに倣ったものであり、ITC職員等における潜在的な利益相反を排除するとともに、調査手続を巡る権利関係を早期に明らかにして和解を含む紛争解決に向けた手続の透明性向上を図ることを目的としたものであると説明している。

官報によれば、今回の規則改正案の内容は以下のとおりである。

- 関税法第337条に基づく調査手続の当事者・参加人（政府機関を除く）は、親会社その他の自社株保有事業体のほか、調査対象の権利に基づき同条の調査を申し立てる法的地位を有する他の権利者・専用実施権者を特定し、開示することが義務付けられる。
- 上記の当事者・参加人は、対象の調査手続について個別の経済的な支援を行っている者や和解を含む争訟上の決定・承認権限を有する者が存在するのであれば、これらの者についても特定し、開示する必要がある。
- 仮に上述したような調査手続に関する利害関係者が存在しない、または認識されない場合には、当事者・参加人はその旨を主張することができる。

ITCは、今般の意見募集を通じて、規則改正案の文言が明瞭か否か、本情報開示により当事者やITC等が享受し得るメリット、当事者に過度の負担が生じないか（生じると考えられる場合にはその負担低減案）などといった観点でコメントを受け付けるとしている。
意見の提出は、6月29日まで認められており、ITCは、提出意見をレビューした後、最終的に規則の改正を行う場合には、施行の30日前までに改正規則の内容を公表する予定であると説明している。

（以上）

[1] Section 337 Adjudication and Enforcement